令和６年度　公文書開示状況（９月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
1	R6.8.22	R6.9.2	電子納付利用者登録申請について（06江税徴第30号）	3	1															主税局江戸川都税事務所徴収課
2	R6.8.23	R6.9.6	NPO法人〇〇に係る法人設立・設置届出書及び添付書類	9		1					1	1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第２号 公文書に記載の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （３）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課
3	R6.8.23	R6.9.6	NPO法人〇〇に係る税務総合支援システム(TACSS)情報				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課
4	R6.8.27	R6.9.13	千代田都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	54	1															主税局千代田都税事務所法人事業税課
5	R6.8.27	R6.9.13	中央都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、中央都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	81	1															主税局中央都税事務所法人事業税課
6	R6.8.27	R6.9.13	港都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、港都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	85	1															主税局港都税事務所法人事業税課
7	R6.8.27	R6.9.13	新宿都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、新宿都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	60	1															主税局新宿都税事務所法人事業税課
8	R6.8.27	R6.9.13	台東都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、台東都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	36	1															主税局台東都税事務所事業税課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
9	R6.8.27	R6.9.13	品川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、品川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	29	1															主税局品川都税事務所事業税課
10	R6.8.27	R6.9.13	渋谷都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、渋谷都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	108	1															主税局渋谷都税事務所事業税課
11	R6.8.27	R6.9.13	豊島都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、豊島都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	40	1															主税局豊島都税事務所事業税課
12	R6.8.27	R6.9.13	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	28	1															主税局荒川都税事務所事業税課
13	R6.8.27	R6.9.13	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	22	1															主税局八王子都税事務所事業税課
14	R6.8.27	R6.9.13	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和６年４月１日から令和６年６月３０日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	31	1															主税局立川都税事務所事業税課
15	R6.8.1	R6.9.30	NPO法人〇〇に係る ・家屋調査票及び添付書類 ・償却資産申告書（償却資産課税台帳） ・不動産取得税賦課決定調査票（家屋承継）及び添付書類 ・不動産取得物件調査・処理票（家屋承継）及び添付書類 ・税務総合支援システム（TACSS）情報				1				1			1					（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局資産税部計画課
16	R6.8.1	R6.9.30	一般社団法人〇〇に係る ・家屋調査票及び添付書類 ・共同住宅等内訳書 ・不動産取得税賦課決定調査票（家屋承継）及び添付書類 ・不動産取得物件調査・処理票（家屋承継）及び添付書類 ・税務総合支援システム（TACSS）情報				1				1			1					（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局資産税部計画課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
17	R6.8.1	R6.9.30	一般社団法人〇〇に係る ・償却資産申告書（償却資産課税台帳）及び添付書類 ・税務総合支援システム（TACSS）情報				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 　公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 　公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局資産税部計画課
18	R6.8.1	R6.10.3	NPO法人〇〇に係る法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類	48		1						1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局中央都税事務所法人事業税課
19	R6.8.1	R6.10.3	NPO法人〇〇に係る税務総合支援システム（TACSS）情報				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 　公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 　公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局中央都税事務所法人事業税課
20	R6.8.1	R6.10.3	NPO法人〇〇に係る ・法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類 ・異動届出書及び添付書類	32		1						1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局渋谷都税事務所事業税課
21	R6.8.1	R6.10.3	税務総合支援システムその他NPO法人〇〇に関して主税局課税部門が作成・取得した文書の全て（「法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類」及び「異動届出書及び添付書類」を除く）				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 　公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 　公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局渋谷都税事務所事業税課
22	R6.8.1	R6.10.3	NPO法人〇〇に係る法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類	28		1						1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課
23	R6.8.1	R6.10.3	NPO法人〇〇に係る税務総合支援システム（TACSS）情報				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 　公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 　公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課
24	R6.8.1	R6.10.3	一般社団法人〇〇に係る ・法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類 ・異動届出書	18		1						1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
25	R6.8.1	R6.10.3	税務総合支援システムその他一般社団法人〇〇に関して主税局課税部門が作成・取得した文書の全て（「法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類」及び「異動届出書」を除く				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課
26	R6.8.1	R6.10.3	一般社団法人〇〇に係る ・法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類 ・都民税の均等割申告書 ・異動届出書及び添付書類 ・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書	44		1						1	1		1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第４号 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 （３）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局新宿都税事務所法人事業税課
27	R6.8.1	R6.10.3	税務総合支援システムその他一般社団法人〇〇に関して主税局課税部門が作成又は取得した文書の全て（「法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類」、「都民税の均等割申告書」「異動届出書及び添付書類」及び「申告書の提出期限の処分等の届出書・承認等の申請書」を除く）				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局新宿都税事務所法人事業税課
28	R6.8.1	R6.10.3	一般社団法人〇〇に係る ・自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書） ・税務総合支援システム（TACSS）情報 ・自動車税（種別割）住所変更届				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局都税総合事務センター自動車税課
29	R6.8.1	R6.10.4	NPO法人〇〇に係る納税（課税）証明申請書及び添付書類	27		1					1	1	1						（１）東京都情報公開条例第７条第２号 公文書に記載の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （３）東京都情報公開条例第７条第４号 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。	主税局中央都税事務所徴収課
30	R6.8.1	R6.10.4	NPO法人〇〇に係る税務総合支援システム（TACSS）情報				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局中央都税事務所徴収課
31	R6.8.1	R6.10.4	NPO法人〇〇、一般社団法人〇〇に係る税務総合支援システム（TACSS）情報				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所徴収課
32	R6.8.1	R6.10.4	NPO法人〇〇に係る税務総合支援システム（TACSS）情報				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局渋谷都税事務所徴収課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
33	R6.8.1	R6.10.4	一般社団法人〇〇に係る税務総合支援システム（TACSS）情報				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局新宿都税事務所徴収課
34	R6.8.1	R6.10.4	NPO法人〇〇に係る都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書及び添付書類	4		1					1	1	1		1				（１）東京都情報公開条例第７条第２号 公文書に記載の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （３）東京都情報公開条例第７条第４号 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 （４）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局都税総合事務センター還付管理課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。